

【先回いただいたご意見】

- 1) 「第 2」はミュージアムビジョンの継承になっているが、ビジョンが今後 10 年でめざすべき目標であるのに対して、中期目標の期間は 5 年である。箇条書きの具体的事業について、「基礎固め」とする 5 年（今期）で達成する事業と、その先を見越した事業を峻別すべきではないか。
 - 2) 具体的事業について、細かな事業内容まで言及した項目があるが、それは中期や年度の「計画」に委ねて、中期「目標」では細部まで縛らないほうがよい。
 - 3) 大阪に注力するのはわかるが、SDGs や ICOM 京都大会など、もう少し国際的な視点も必要ではないか。
 - 4) 年号の表記の混在、ミュージアムショップ等を「附帯」事業と扱うことが適当か。
 - 5) ミュージアムビジョンの各項目について、中期目標での漏れはないか（ICT や創造活動のプラットフォームなど）
 - 6) 中期目標の達成度を測る、指標や目標値はどのように扱うのか
- 上記について、議事の最後に委員長から、
「基本的にはビジョンのほうを第 2 章のほうに取り入れつつ、もう少し整理をしていくという方向で事務局に作業をお願いする。」
というとりまとめをいただきました。

【事務局での検討結果】：前回からの変更箇所について、下線を引いています。

- 1) については、第 2 章の箇条書きにした各事業について、従来からの実績を継承しつつこの中期目標期間中に実現をめざす「各館の基礎的活動の充実を目指す事項」と、本中期目標期間に加え、次期以降も含め「中長期的発展を見据えて取り組む事項」に整理しました。
また、第 3 章以降についても、今期に取り組む「法人として充実を目指す事項」と、第 2 章と同様に「中長期的発展を見据えて取り組む事項」に整理しました。
- 2) 具体的な事業の中で、例えば
2 章 2 節 (1) ソフトの充実と体制整備の 2 番目の項目では、「外国語標記の充実や外国人向けパンフレット、ガイドブック…」を「外国語標記等による外国人向けサポート活動…」に、
第 5 章第 1 節(1)環境整備の 3 番めでは、「コンプライアンス委員会の設置と、理解と実践に必要な職員研修」を「コンプライアンスの遵守に必要な規定や体制の整備と関係者への周知・徹底」になど、
目標としては一般的な表現とし、法人側が具体的手法や内容を提案できる表現に改めました。
- 3) まず、冒頭の前文で、大阪に限らず世界的な動向も注視する姿勢を明記するとともに、
SDGs に関しては
第 2 章第1節の(2)幅広い活動や連携を通じた博物館魅力の効果的発信の 1 番目に「さまざまな人々が参加できる教育や普及に係る活動の実施」を

2 章 2 節 (1) ソフトの充実と体制整備の 2 番目に「外国語標記等による外国人向けサポート活動の充実」を

第 2 章第3節の(2)多様な利用者の支援の 5 番目に「バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設の計画的整備・改修」を

第 3 章の(1)人材の活用と育成に「インクルーシブな時代にふさわしい人材の獲得」等をそれぞれ盛り込んでいます。

また、ICOM 関連では、先の SDGs における国際的課題に加えて、

第 2 章第1節の(2)幅広い活動や連携を通じた博物館魅力の効果的発信の 5 番目に「他の博物館や関連施設との連携及び、相互の資源を有効活用した事業の実施」を

第 2 章第2節の(2)周辺の施設や事業者との連携の 2 番目に「近隣施設との協働企画や事業の実施」を

また、第 2 章第3節の(3)参画機会の提供の2番目に「博物館活動に関する利用者との対話の機会・場の設定」や

同じく3番目に「市民が自らの学習成果を活用して行う教育活動機会の提供とその奨励」

など、他の関係機関や地域との連携に関する事項を盛り込んでいます。

4) 西暦表記に統一するとともに、「附帯」は削除しました。

5) ICT 関連については、第 2 章第 1 節(1)の下から 2 番目で「デジタル化やアーカイブ化」に言及するとともに、P5 の第 3 章で新たに「(3)ICT の導入・活用」を盛り込みました。

また、活動のプラットフォームについては、第 2 章 2 節の(3)地元企業等との協働の 3 番目で「博物館資料や関連情報を活用した市民団体、企業、行政等活動の支援」や、同じく第 3 節の(3)参画機会の提供の 3 番目で「市民が自らの学習成果を活用して行う教育活動機会の提供とその奨励」を盛り込んでいます。

6) これら中期目標の評価に当たっての指標や実際の目標値については、議事の後半で基本的な考え方をお示しいたいと考えます。

上記以外にも、

- ・ 第 2 章第 1 節冒頭の説明文（節の基本方針）の修正
- ・ 第 3 章の（1）人材の活用と育成について、全面的な改訂
- ・ 第 4 章の（1）収入の確保に含めていた「外部資金の積極的獲得」を、別立ての(3)として位置づけ
- ・ その他、箇条書き事業の追加や、表現の修正

について、現場の意見も参考に修正を加えました。